

○島田市海外展示会出展事業費補助金交付要綱

令和5年3月27日
告示第47号

(趣旨)

第1条 市長は、市内の産業の振興を図るため、海外展示会出展に係る取組を行う市内の中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「海外展示会出展」とは、海外で開催される商品に関する展示会、見本市その他の催しにおいて商品を出品することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に掲げる事業協同組合及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合であって、市内に主たる事務所又は事業所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が個人事業主の場合にあってはその者に係る市税、市の汚水処理場の使用料、下水道使用料及び水道料（以下「市税等」という。）、保育所の保育料、国民健康保険税、介護保険料、市営住宅及び子育て世代型住宅の家賃並びに学校給食費保護者負担金に、個人事業主以外の場合にあってはその者に係る市税等に滞納があるときは、補助対象者としなない。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、海外展示会出展に係る取組に要する経費であって、別表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、国、県等の補助金等の交付を受ける経費については、補助対象経費としなない。

3 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、40万円を限度とする。

4 補助金の交付は、一の補助対象者につき、1年度当たり1回とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、規則第13条第1号アに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 同意書（様式第3号）

- (4) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項第1号の市長が定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする
こと。
- (2) 補助対象経費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとする
こと。

2 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間は、市長から求め
があった場合は、当該事業に関する書類を提出しなければならないこと。
- (2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれら
の帳簿及び書類を補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の終了後5年間保
管しておかなければならないこと。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する補
助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者が第6条第1項各号に規定する変更をしよう
とするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げ
る書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第1号）
- (2) 変更収支予算書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する補助金交付変更承認申請書が提出された場合において、
その内容を適当と認めるときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認
書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業を完了した日から起算して30日を経
過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のい
ずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を
添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第4号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 事業の実施の状況が分かる書類
- (4) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付確定の通知)

第10条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金
交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

区分	補助対象経費
1 出展費	商品の運搬に要する経費、会場の区画の使用等に要する経費、会場の装飾に要する経費等
2 市場調査費	現地における市場調査の委託に要する経費
3 広告宣伝費	外国語で記載された広告媒体及び外国語のウェブサイトの作成等の委託に要する経費
4 外国出願費等	弁理士等に支払う外国出願（外国の特許を所管する機関への出願及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号）第2条に規定する国際出願をいう。）に係る手続の代行費用
5 国際規格等認証取得費	国際規格（国際標準化機構が定めた規格をいう。）その他海外展示会出展のために市長が必要と認める規格等の認証の取得に係るコンサルティング料等
6 翻訳料等	翻訳及び通訳を行う者に支払う謝礼、報酬等
7 その他経費	1の項から6の項までに掲げる経費以外の経費で、市長が特に必要と認める経費

様式第1号（第5条、第8条関係）

事業計画書（変更事業計画書）

1 申請者の概要

ふりがな			
法人名 (屋号)			
法人等の概要			
資本金 (該当者のみ)	円	従業員数	人
事業実施責任者	職名 電話番号	氏名 メールアドレス	
他の補助金等の併用	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		

2 事業の概要

目的	
出品する商品の概要	
取組の内容	<input type="checkbox"/> 海外の展示会への出展 [] <input type="checkbox"/> 現地における市場調査 [] <input type="checkbox"/> 外国人向け広告媒体等の作成 []

	<input type="checkbox"/> 外国出願の実施又は国際規格等の認証取得 出願又は認証の名称： 出願又は認証取得の見込み時期： <input type="checkbox"/> その他 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 50px; margin-left: 20px;"></div>	
スケジュール		
展示会の内容	開催地	
	展示会等の名称	
	開催期間	
目標	成果	
	数値	
着手予定年月日	年 月 日	
完了予定年月日	年 月 日	

(注)

- 1 「法人等の概要」の欄は、業種、製造品目等を詳しく記載してください。
- 2 「取組の内容」の欄は、該当する□にレ印を記入した上で、括弧内に詳しい内容を記載してください。
- 3 この様式に書ききれない場合は、別紙に記載してください。

様式第2号（第5条、第8条、第9条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決算額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	減	
市補助金 (b)	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決算額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

3 補助対象経費の内訳

区 分	補 助 対 象 経 費 の 内 訳	補助対象経費 の 額 (円)
出 展 費		
市 場 調 査 費		
広 告 宣 伝 費		
外 国 出 願 費 等		
国 際 規 格 認 証 取 得 費 等		
翻 訳 料 等		
そ の 他 経 費		
合 計 額		(a)
補助金交付申 請額 ((a) の 1 / 2 以内、 1,000円未満切 り捨て)		(b)

様式第3号（その1）（第5条関係）

同意書（個人事業主用）

島田市海外展示会出展事業費補助金の交付申請に当たり、下記の事項について、担当職員が関係機関に照会することに同意します。

記

- 1 市税の納付状況
- 2 汚水処理場の使用料の納付状況
- 3 下水道使用料及び水道料の納付状況
- 4 保育所の保育料の納付状況
- 5 国民健康保険税の納付状況
- 6 介護保険料の納付状況
- 7 市営住宅及び子育て世代型住宅の家賃の納付状況
- 8 学校給食費保護者負担金の納付状況

年 月 日

島田市長

住 所

申請者 氏 名



電話番号

様式第3号（その2）（第5条関係）

同意書（法人用）

島田市海外展示会出展事業費補助金の交付申請に当たり、下記の事項について、担当職員が関係機関に照会することに同意します。

記

- 1 市税の納付状況
- 2 汚水処理場の使用料の納付状況
- 3 下水道使用料及び水道料の納付状況

年 月 日

島田市長

所在地

名称

申請者

代表者の氏名



電話番号

様式第4号（第9条関係）

事業実績書

取組の内容		<input type="checkbox"/> 海外の展示会への出展 []
		<input type="checkbox"/> 現地における市場調査 []
取組の内容		<input type="checkbox"/> 外国人向け広告媒体等の作成 []
		<input type="checkbox"/> 外国出願の実施又は国際規格等の認証取得 出願又は認証の名称： 出願又は認証取得の時期： <input type="checkbox"/> その他 []
達成状況	成果	
	数値	
着手年月日		年 月 日
完了年月日		年 月 日
今後の展望		

(注) 「取組の内容」の欄は、該当する□にレ印を記入した上で、括弧内に詳しい内容を記載してください。

令和5年度
島田市

海外展示会 出展事業費補助金



海外展示会出展事業費補助金は、市内の産業の振興を図るため、海外の展示会等への出展に係る取り組みを行う市内の中小企業者等に対し、その実施に要する経費の一部を補助する制度です。

補助率 ▶ 1/2 以内
限度額 ▶

40万円

▶ 補助対象事業

区分	対象経費
1. 出展費	・ 商品の運搬に要する経費 ・ 出展料及び会場の区画使用に要する経費 ・ 会場の装飾に要する経費
2. 現地調査費	・ 現地における市場調査の委託に要する経費
3. 広告宣伝費	・ 外国語で記載された広告媒体及びウェブサイトの作成等の委託に要する経費
4. 外国出願費等	・ 外国出願に係る弁理士等に支払う手続の代行費用
5. 国際規格等 認証取得費	・ 国際規格その他の海外展示会出展のために市長が必要と認める認証取得に係るコンサルティング料等
6. 翻訳料等	・ 翻訳及び通訳を行う者に支払う謝礼、報酬等
7. その他経費	・ 1から6までに掲げる経費以外の経費で、市長が特に必要と認める経費

※消費税及び地方消費税額並びに国、県等の補助金の交付を受ける経費については対象外

- ▶ 対象者：市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等
▶ 注意事項：事業着手前に必ずご相談ください。
一事業者につき一年度あたり一回を限度とします。

お問い合わせ・申請先 ▶ 島田市産業支援センター「おびサポ」 ☎0547-54-5760

